



共同募金2025

地域版

神奈川県共同募金会
相模原市支会
(社会福祉法人相模原市社会福祉協議会内)
相模原市中央区富士見6-1-20
あじさい会館内
電話 042-730-3888
Fax 042-759-4382

さがみはらだより



共同募金PR大使
野毛山動物園の
ミナミコアリクイ「ムム」

**10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。**

(募金運動期間:10月1日～3月31日)



昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は下記のとおり配分され、
地域の社会福祉施設の整備や相模原市民が取り組む地域福祉活動に活用されています。
温かいご支援ありがとうございました。

令和6年度にお寄せいただいた共同募金寄付金総額 **39,296,933円**

総額は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。



赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 **26,908,714円**

◎社会福祉施設の整備や福祉サービス実施のために (21,510,879円)

市内の施設や団体へ 計11件

- ・施設整備工事や事業活動車両の購入など
- ・在宅福祉サービス実施団体への支援

県共同募金会を通じて配分

- ・県内の社会福祉施設・団体へ
- ・災害準備金として積み立て
- ・事務費など

◎地区社会福祉協議会の活動や障がい者の支援のために(市社会福祉協議会事業) (5,397,835円)

- ・市内22地区社会福祉協議会への活動助成
- ・ふれあいデイホーム (在宅障がい者昼間一時ケア事業)

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 **12,388,219円**

◎生活困窮者を支援する活動を行う団体への助成 (就労準備支援・社会参加の場づくり・フードバンクなど)

◎生活困窮者への食料品等の給付 など

相模原市社会福祉協議会(市社協)とは?

社会福祉法に基づき、全国の市町村に設置されている地域福祉の推進を目的にした民間の福祉団体です。

市社協は、県共同募金会相模原市支会の事務局として、地区社協、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、行政等の協力を得て募金活動を行っています。



地区社会福祉協議会(地区社協)とは?

相模原市内22地区に組織され、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等により構成する小地域の支えあい活動を推進する住民団体です。共同募金は、地区社協活動の貴重な財源にもなっています。

共同募金の配分金を次のような事業に活用しています



▲福祉教育を通してみんなで
支えあえる地域を目指します



▲地区社協事業活動の様子
地域の困りごとを支援します



▲子ども食堂の活動の様子
食を通じた人の輪を広げます



▲生活にお困りの方への
食料支援活動の様子

募金は、皆さまの任意です。

共同募金は、事前に社会福祉施設や市社会福祉協議会などの活動に必要な資金計画に基づき行う計画募金です。
計画により、目標額を定めていますが、強制ではありません。募金は、皆さまの任意によるご寄付としてご協力をお願いしています。



10月1日から赤い羽根募金が始まります。

令和7年度の全国共通テーマは 「つながりをたやさない社会づくり」 です。

ことしで79回目を迎える共同募金運動は、住民一人ひとりが地域社会とつながり支え合いながら、安心して生活していくための「地域共生社会」を実現していくため、県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的な課題や国内大規模災害時の支援事業にも積極的に取り組んでまいります。

Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

戦後復興の一助となることを目的として始まり、現在では皆さまがお住まいの地域のさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食サービス、子育て支援などのボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備をはじめ、生活困窮者への食支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動にも役立てられています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



「令和7年度の目標額は
12億円」

税制の特典があります！

- ◎共同募金への寄付金は、法人税や個人所得税（所得控除または税額控除）等の税制優遇の対象となります。
- ◎共同募金への遺贈寄付は、租税特別措置法第70条による税制優遇措置があります。

- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanetto>
- 寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階
電話 045-312-6339

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

